

宮津市公報

令和7年11月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

—— 条 例 ——

- 30 宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する
条例の一部を改正する条例……………1
31 宮津市ターミナルセンター条例等の一部を改正する条例……………1
32 宮津市水道事業給水条例及び宮津市公共下水道条例の一部を改正する条例……………4

—— 告 示 ——

- 107 字の区域及び名称の変更……………5
108 令和7年度宮津市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱の一部改正する要綱……………8
109 宮津市議会臨時会の招集……………8

—— 公 告 ——

- 63 令和7年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者……………8
64 宮津市営住宅の入居者の公募……………9
65 宮津市営住宅(その他住宅)の入居者の公募……………10
66 公示送達……………10

—— 水 道 企 業 ——

《告 示》

- 10 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止……………11
11 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新……………11

—— 教 育 委 員 会 ——

《告 示》

- 19 教育委員会定例会の招集……………12

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

- 11 宮津市農業委員会定例総会の招集……………12

条 例

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第30号

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市ターミナルセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第31号

宮津市ターミナルセンター条例等の一部を改正する条例
(宮津市ターミナルセンター条例の一部改正)

第1条 宮津市ターミナルセンター条例（平成2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1 宮津市ターミナルセンター使用料の項の表中

2,200円	830円	1,150円	を	3,970円	1,320円	1,640円	に改め、同表
--------	------	--------	---	--------	--------	--------	--------

備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。

(宮津市民体育館条例の一部改正)

第2条 宮津市民体育館条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1 体育館利用料金の上限の額の項の表中

1時間につき 210円	を	1時間につき 340円	に改め、同表の備考を次のよう
1時間につき 210円		1時間につき 210円	

に改める。

備考

1 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金の上限額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。

(宮津市火葬場設置及び使用に関する条例)

第3条 宮津市火葬場設置及び使用に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正す

る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

宮津市火葬場使用料

区分		金額
市内	臥（座）棺	15,000円
	小児棺	6,000円
	胎盤、胞衣、産じよく汚物処理	2,500円
	改葬遺骨	2,500円
市外	臥（座）棺	30,000円
	小児棺	12,000円
	胎盤、胞衣、産じよく汚物処理	5,000円
	改葬遺骨	5,000円

備考

- この表において「市内」とは、死亡者の死亡時の住所（胎盤、胞衣、産じよく汚物にあっては、母の住所）が本市の区域内にある場合をいう。ただし、改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在地が、本市にある場合をいう。
- この表において、「市外」とは、前項以外の場合をいう。
- この表において、「小児」とは、6歳未満の者をいい、胎児を含むものとする。

（宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部改正）

第4条 宮津市福祉・教育総合プラザ条例（平成29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1プラザ使用料の項の表中

「	「	を	」	に改め、同表																																																
<table border="1"> <tr><td>3,050円</td><td>1,010円</td><td>1,220円</td></tr> <tr><td>6,110円</td><td>2,030円</td><td>2,440円</td></tr> <tr><td>2,440円</td><td>810円</td><td>1,010円</td></tr> <tr><td>1,320円</td><td>510円</td><td>610円</td></tr> <tr><td>6,110円</td><td>2,030円</td><td>2,440円</td></tr> <tr><td>2,440円</td><td>810円</td><td>1,010円</td></tr> <tr><td>4,070円</td><td>1,520円</td><td>1,830円</td></tr> <tr><td colspan="3">1日（午前10時から午後8時まで）につき 510円</td></tr> </table>	3,050円	1,010円	1,220円	6,110円	2,030円	2,440円	2,440円	810円	1,010円	1,320円	510円	610円	6,110円	2,030円	2,440円	2,440円	810円	1,010円	4,070円	1,520円	1,830円	1日（午前10時から午後8時まで）につき 510円			<table border="1"> <tr><td>4,960円</td><td>1,650円</td><td>1,980円</td></tr> <tr><td>9,930円</td><td>3,300円</td><td>3,960円</td></tr> <tr><td>3,970円</td><td>1,320円</td><td>1,640円</td></tr> <tr><td>1,710円</td><td>660円</td><td>790円</td></tr> <tr><td>7,940円</td><td>2,640円</td><td>3,170円</td></tr> <tr><td>3,970円</td><td>1,320円</td><td>1,640円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,870円</td><td>2,250円</td></tr> <tr><td colspan="3">1日（午前10時から午後8時まで）につき 1,320円</td></tr> </table>	4,960円	1,650円	1,980円	9,930円	3,300円	3,960円	3,970円	1,320円	1,640円	1,710円	660円	790円	7,940円	2,640円	3,170円	3,970円	1,320円	1,640円	5,000円	1,870円	2,250円	1日（午前10時から午後8時まで）につき 1,320円					
3,050円	1,010円	1,220円																																																		
6,110円	2,030円	2,440円																																																		
2,440円	810円	1,010円																																																		
1,320円	510円	610円																																																		
6,110円	2,030円	2,440円																																																		
2,440円	810円	1,010円																																																		
4,070円	1,520円	1,830円																																																		
1日（午前10時から午後8時まで）につき 510円																																																				
4,960円	1,650円	1,980円																																																		
9,930円	3,300円	3,960円																																																		
3,970円	1,320円	1,640円																																																		
1,710円	660円	790円																																																		
7,940円	2,640円	3,170円																																																		
3,970円	1,320円	1,640円																																																		
5,000円	1,870円	2,250円																																																		
1日（午前10時から午後8時まで）につき 1,320円																																																				

備考第1項中「使用料」の次に「の額」を加え、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。

（宮津市都市公園条例の一部改正）

第5条 宮津市都市公園条例（昭和54年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3有料公園施設を使用する場合の使用料の項の表を次のように改める。

- 有料公園施設を使用する場合の使用料

施設名	使用単位	金額
府中公園テニスコート	1面1時間につき	520円
西宮津公園多目的広場	1面1時間につき	520円
付属設備		規則で定める額
(注)		
1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。		
2 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。		

別表第3の4有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額の項の表中

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

(注) 1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。
2 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金の上限額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。

改める。

(宮津市立学校使用条例の一部改正)

第6条 宮津市立学校使用条例（昭和57年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用場所 使用時間区分	屋内運動場又は遊戯室		会議室又は教室 (一室につき)	屋外運動場
	500m ² 未満	500m ² 以上		
午前8時から午後1時まで	650円	1,300円	410円	620円
午後1時から午後6時まで	650円	1,300円	410円	620円
午後6時から午後10時まで	650円	1,300円	410円	620円

備考

- 1 使用時間の超過及び付属設備並びにこの表に掲げていない場所の使用については、別に市長が定める基準による使用料を徴収する。
- 2 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍の額とする。

(宮津市中央公民館使用条例の一部改正)

第7条 宮津市中央公民館使用条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表の1中央公民館利用料金の上限の額の項の表中

「	<table border="1"> <tr><td>1時間につき</td><td>314円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>524円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>210円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>157円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>210円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>210円</td></tr> </table>	1時間につき	314円	1時間につき	524円	1時間につき	210円	1時間につき	157円	1時間につき	210円	1時間につき	210円	を	「	<table border="1"> <tr><td>1時間につき</td><td>335円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>670円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>340円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>175円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>210円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>313円</td></tr> </table>	1時間につき	335円	1時間につき	670円	1時間につき	340円	1時間につき	175円	1時間につき	210円	1時間につき	313円	」	に改め、同表に備考として次のよう
1時間につき	314円																													
1時間につき	524円																													
1時間につき	210円																													
1時間につき	157円																													
1時間につき	210円																													
1時間につき	210円																													
1時間につき	335円																													
1時間につき	670円																													
1時間につき	340円																													
1時間につき	175円																													
1時間につき	210円																													
1時間につき	313円																													

に加える。

備考 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の2倍の額とする。

（みやづ歴史の館条例の一部改正）

第8条 みやづ歴史の館条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表の1 歴史の館利用料金の上限の額の項の表中

「	<table border="1"> <tr><td>1時間につき</td><td>2,829円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>3,457円</td></tr> </table>	1時間につき	2,829円	1時間につき	3,457円	を	「	<table border="1"> <tr><td>1時間につき</td><td>3,470円</td></tr> <tr><td>1時間につき</td><td>4,238円</td></tr> </table>	1時間につき	3,470円	1時間につき	4,238円	」	に改め、同表の備考を次のよう
1時間につき	2,829円													
1時間につき	3,457円													
1時間につき	3,470円													
1時間につき	4,238円													

に改める。

備考

- 1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金の上限額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。

* * *

宮津市水道事業給水条例及び宮津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第32号

宮津市水道事業給水条例及び宮津市公共下水道条例の一部を改正する条例

（宮津市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 宮津市水道事業給水条例（平成10年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の水道事業管理者（以下「他市

町村の管理者」という。)又は他市町村の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(宮津市公共下水道条例の一部改正)

第2条 宮津市公共下水道条例(平成4年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の下水道事業管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第107号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

字	小 字	地 番	付 記
中野	妙源寺	666-3	

上記の土地を字中野小字妙源寺上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	弁才天	690	
中野	弁才天	691	
中野	弁才天	692	
中野	弁才天	693-1	
中野	弁才天	697-2	
中野	弁才天	698-2	
中野	弁才天	699-3	
中野	弁才天	700-3	
中野	焼燈籠	748-3	
中野	焼燈籠	751-3	

上記の土地を字中野小字妙源寺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	焼燈籠	1-1	
大垣	焼燈籠	1-2	
中野	弁才天東切	711	
中野	焼燈籠	745-1	
中野	焼燈籠	745-2	
中野	焼燈籠	746	
中野	焼燈籠	747	
中野	焼燈籠	747-1	
中野	焼燈籠	748-1	
中野	焼燈籠	748-5	
中野	焼燈籠	749-3	
中野	焼燈籠	751-1	

中野	焼燈籠	751-5	
----	-----	-------	--

上記の土地を字中野小字弁才天に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	西光寺	3-1	
難波野	西光寺	3-2	
難波野	西光寺	3-3	
難波野	西光寺	3-4	
大垣	西光寺	2-4	
大垣	西光寺	5-2	
大垣	西光寺	5-4	
大垣	西光寺	6	
大垣	西光寺	7	
大垣	西光寺	8・9合併	
大垣	西光寺	10	
大垣	西光寺	11	
大垣	西光寺	12	
大垣	西光寺	13-1	
大垣	西光寺	13-2	
大垣	西光寺	14	

上記の土地を字中野小字焼燈籠に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	垣ノ下	19-1	
江尻	垣ノ下	20	
大垣	西光寺	52	
大垣	西光寺	53	

上記の土地を字中野小字西光寺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	地王堂	30-5	

上記の土地を字中野小字教堂に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	西光寺	794	
中野	西光寺上	797	

上記の土地を字大垣小字西光寺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	地王堂	30-2	

上記の土地を字大垣小字宮ノ西に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	赤井防	71	

上記の土地を字大垣小字宮ノ上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	宮大門	166-1	
中野	大正院	866-3	
中野	大正院	870-5	

上記の土地を字大垣小字宮ノ前に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	西光寺	60-4	
大垣	西光寺	61-4	

江尻	西光寺	22-3	
江尻	島ノ堂	23-1	

上記の土地を字江尻小字二度作に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	島ノ堂	23-5	

上記の土地を字江尻小字西光寺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	煤毛	575-2	
中野	煤毛	575-6	

上記の土地を字難波野小字中野に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	地王堂	29	
江尻	地王堂	30-1	
江尻	地王堂	30-3	
中野	島ノ堂	810-1	
中野	島ノ堂	810-5	
中野	島ノ堂	810-7	
中野	島ノ堂	810-8	
中野	島ノ堂	811-1	

上記の土地を字難波野小字大垣に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	小川	83	

上記の土地を字江尻小字宮ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	川尻	122	

上記の土地を字江尻小字小川に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	寺屋敷	264-4	

上記の土地を字江尻小字市場に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	窪	304	

上記の土地を字江尻小字大道に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	窪	329-7	
江尻	窪	329-11	

上記の土地を字中野小字ヨリスに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	大道	338-2	

上記の土地を字江尻小字窪に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	上菜切	446	
江尻	上菜切	447-1	
江尻	上菜切	448-2	

上記の土地を字江尻に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	上菜切	467-2	

江尻	上菜切	483-2	
江尻	上菜切	485-2	

上記の土地を字江尻小字東川に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	下菜切	765	

上記の土地を字江尻小字五反田に変更する。

備考 地番は、令和5年8月10日現在のものである。

* * *

宮津市告示第108号

令和7年度宮津市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月21日

宮津市長 城崎雅文

令和7年度宮津市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和7年度宮津市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱(令和7年告示第100号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「令和7年10月31日」を「令和7年11月28日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第109号

令和7年第4回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年10月31日

宮津市長 城崎雅文

1 期 日 令和7年11月10日

2 場 所 宮津市議会議事堂

3 付議事件

(1) 宮津市役所位置の設定条例の一部改正について

公 告

宮津市公告第63号

令和7年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和7年10月10日

宮津市長 城崎雅文

第1次試験に合格した者の受験番号

H0003 H0006 H0011 H0014

H0016 H0018 H0021 H0022

H0025

I0001

K0001

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 令和7年10月22日(水)～24日(金)

(2) 方法 オンライン(Zoom)

————— * * * —————

宮津市公告第64号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和7年10月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

(1) 一般向け住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	25,200～49,500	1	3DK
タヶ丘	宮津市字須津	22,500～44,200	1	2DK

(2) 特定目的住宅(車いす対応住宅)

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
タヶ丘	宮津市字須津	26,400～51,900	1	2DK (車いす対応)

2 入居者の資格

【一般向け住宅・特定目的住宅(車いす対応住宅)共通】

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

【特定目的住宅(車いす対応住宅)のみ】

- (6) 入居者又は同居者が日常生活において車いすを使用することを常態としていること。また、次のいずれかに該当すること。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けていること。(障害の程度が1級から4級まで)
 - イ 戦傷病者手帳の交付を受けていること。(障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること。)
 - ウ 心身機能障害により、歩行に著しい制限がかかると認められること。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民環境部市民環境課市民窓口係(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和7年11月4日(火)から令和7年11月18日(火)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第5条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者

を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽選により決定します。

6 入居時期 令和8年2月上旬

* * *

宮津市公告第65号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和7年10月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	A棟	52,000円	6	1LDK
		B棟	50,000円	2	1LDK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和7年11月4日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居者は、先着順で決定します。

7 入居時期

入居決定した日から約1か月後

* * *

宮津市公告第66号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年10月29日

宮津市長 城崎雅文

（以下揭示済）

水道企業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第10号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和7年10月8日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第K98009号

- (1) 名称 松浦水道工業所
 (2) 所在地 宮津市字宮村1118番地
 (3) 代表者 松浦 聰
 (4) 廃止年月日 令和7年9月24日

* * *

宮津市上下水道告示第11号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和7年10月8日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定第K98001号	上前設備工業	宮津市字宮村1141番地の1	上前 典之	令和12年9月29日
宮水道指定第K98002号	入柿工業株式会社	宮津市字宮村1586番地	代表取締役 入柿 慎也	令和12年9月29日
宮水道指定第S98004号	株式会社沢田電気	宮津市字日置3560番地の58	代表取締役 澤田 孝典	令和12年9月29日
宮水道指定第K98005号	小谷商事株式会社	宮津市字須津749番地	代表取締役 小谷 武司	令和12年9月29日
宮水道指定第S98006号	協和管工株式会社	福知山市字新庄573番地の1	代表取締役 衣川 聖規	令和12年9月29日
宮水道指定第K98010号	松田タイル	宮津市字日ヶ谷317番地	園 好司	令和12年9月29日
宮水道指定第S98015号	足立石油株式会社	与謝野町字男山60番地	代表取締役 足立 克徳	令和12年9月29日
宮水道指定第K98017号	株式会社入柿水道	宮津市字宮村1045番地の1	代表取締役 入柿 勝行	令和12年9月29日
宮水道指定第K98018号	吉田電気商会	宮津市字文珠179番地の1	吉田 信雄	令和12年9月29日
宮水道指定第K98020号	森内工作所	宮津市字住吉1756番地の1	森内 雅人	令和12年9月29日
宮水道指定第K98024号	株式会社山添電気	与謝野町字弓木138番地1	代表取締役 山添 宏明	令和12年9月29日
宮水道指定第S98027号	峰山建材工業株式会社	京丹後市峰山町杉谷656番地	代表取締役 大木 敏彦	令和12年9月29日
宮水道指定第S98028号	株式会社マイベイ	舞鶴市字森220番地の40	代表取締役 山下 正一郎	令和12年9月29日

宮水道指定 第K98029号	吉岡電気商会	宮津市字日置 2622 番地の 1	諸井 薫	令和 12 年 9 月 29 日
宮水道指定 第S98030号	株式会社小川設備	与謝野町字弓木 1915 番地	代表取締役 小川 秀就	令和 12 年 9 月 29 日
宮水道指定 第S98035号	金下建設株式会社	宮津市字須津 471 番地の 1	代表取締役社 長 金下 昌司	令和 12 年 9 月 29 日
宮水道指定 第S98037号	丹後水道株式会社	京丹後市峰山町安 144 番地	代表取締役 松崎 敏光	令和 12 年 9 月 29 日
宮水道指定 第S98040号	小倉設備工業	宮津市字小田宿野 84 番地	小倉 安博	令和 12 年 9 月 29 日
宮水道指定 第S98043号	株式会社井上工業	京丹後市峰山町荒山 751 番地の 1	代表取締役 井上 敦夫	令和 12 年 9 月 29 日

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第19号

令和7年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年10月21日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和7年10月28日(火) 午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和7年10月3日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和7年10月10日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室
- 3 議 題
 - 議案第34号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第35号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について